

## 太田市国民健康保険税減免取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

### (減免の基準及び割合)

第2条 条例第30条第1項の規定に基づき、市長が保険税を減額し、又は免除することができる場合は、国民健康保険の被保険者である世帯主（以下「納税義務者」という。）等が次の各号のいずれかに該当する場合（当該納税義務者と生計を一にする者が保険税を納付するに足る資力を有する場合、保険税を納付することについて第3者から援助を受けられる場合を除く。）とし、減額し、又は免除することができる額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該納税義務者が、当該各号に定める場合のうち2以上に該当する場合は、その額のうち最も高いもの）とする。

- (1) 納税義務者又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）が、震災、風水害、火災、盗難等により多額の損害を受けた場合 次に掲げる割合
  - ア 損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）が納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の合計所得（以下「前年合計所得」という。）の100分の80以上のとき 100分の100以内
  - イ 損害額が前年合計所得の100分の50以上100分の80未満のとき 100分の70以内
  - ウ 損害額が前年合計所得の100分の30以上100分の50未満のとき 100分の50以内
- (2) 納税義務者等が、死亡、疾病、負傷その他これらに類する事由によりその年の所得見込額が著しく減少する場合 次に掲げる割合
  - ア 納税義務者及びその世帯に属する被保険者のその年の所得見込額（以下「所得見込額」という。）がないとき 100分の70以内
  - イ 所得見込額が前年合計所得の3分の1以下となる時 100分の50以内
  - ウ 所得見込額が前年合計所得の3分の1を超え2分の1以下となる時 100分の30以内
- (3) 納税義務者等が、解雇、倒産等による失業、事業における著しい損失、休業、廃業

その他これらに類する事由によりその年の所得見込額が著しく減少する場合（退職に際して退職金等を取得した場合を除く。） 次に掲げる割合

ア 所得見込額がない場合 100分の70以内

イ 所得見込額が前年合計所得の3分の1以下となる場合 100分の50以内

ウ 所得見込額が前年合計所得の3分の1を超え2分の1以下となる場合 100分の30以内

(4) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定による療養の給付等の制限を受けている場合 当該療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る保険税の額の100分の100

(5) 前各号に定めるもののほか、特別の事由により市長において必要があると認めるとき 市長が認定する率

（減免の適用）

第3条 条例第30条第1項の規定による保険税の減免は、その申請に係る部分について減免の承認をした日以後に納付すべき保険税に対して適用する。

（減免の申請等）

第4条 条例第30条第1項の規定により減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）に、収入状況等申告書（様式第2号）又は減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第5条 申請者が前条に規定による申請を取り下げの場合は、国民健康保険税減免申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（減免の承認等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、保険税の減免の可否を決定し、国民健康保険税減免承認・不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（減免理由の消滅の申告）

第7条 条例第30条第4項の規定による申告は、国民健康保険税減免理由消滅届（様式第5号）により行うものとする。

（減免の取消し）

第8条 市長は、保険税の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは当該減免の承認を取り消すことができる。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により、保険税を減額し、又は免除することが不適當であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険税の減免の承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、国民健康保険税減免承認取消通知書（様式第6号）により、当該減免の承認を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度分の保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。